

顧問弁護士相談所

顧問弁護士が法的トラブルに迅速に対応!
あなたの会社を守ります。

人事労務

契約書

不動産
取引

債権回収

ふたば総合法律事務所
弁護士 渡邊 智宏

☎ 03-3353-1728

メール

komon@futabalaw.com

ホームページ

<http://bengoshi-soudan.com/>



ご挨拶



ふたば総合法律事務所

代表弁護士 渡邊 智宏

■略歴

昭和47年9月生まれ

平成9年3月 上智大学法学部卒業

平成13年10月 弁護士登録(第二東京弁護士会)

■所属等

東京商工会議所会員

全国倒産処理弁護士ネットワーク会員

■書籍

交通事故示談と感謝料増額(あさ出版 共著)



顧問弁護士とは

顧問弁護士とは、かかりつけの医師やホームドクターのようなもので、**毎月の顧問料をお支払いいただくことにより、特にご予約や面談を必要とせず、電話・メール・FAXなどにより、いつでも気軽に法的サービスを受けることができる制度**です。

例えば、次のようなケースも顧問契約を結んでいればすぐに相談できます。

- ・取引相手から、弁護士名義で、内容証明郵便が届き、代金の支払いを求められている。
- ・従業員が加入した労働組合から団体交渉の申入れがあった。
- ・製品事故で、消費者からクレームが入り、損害賠償を求められた。
- ・新規事業を始めたいのだが、どういった法的問題があるのか見当がつかない。
- ・従業員が逮捕・勾留されたが、雇用関係の処理はどうすればよいか。
- ・取引先から契約書を提示され、判子を押すよう求められたが、自社に不利な内容が含まれているか判断できない。
- ・業務提携の話が出ているが、どのような手続き・契約書を用意すればよいか分からない。
- ・そろそろ、後継者に事業を引き継ぎたい。どうすれば、スムーズに事業を引き継げるか。

顧問弁護士契約をご検討の方の面談は無料となっております。お気軽にお問い合わせください。

顧問契約締結後は、面談による相談のほか、メール・電話・FAXでの相談できますし、なにより最優先で対応させていただきますので、ご不安を解消し、企業経営に専念していただけます。

是非、当事務所にご相談下さい。

当事務所の業務

人事労務

人事・労務の問題は、企業経営とは切り離せない問題です。

当事務所では、主に、経営者の立場から的人事・労務の相談を取り扱っております。

昨今は、残業代、期間労働者の雇い止め、名ばかり管理職など、労務にまつわるトラブルが頻発しています。

裁判になったとき、これらの問題をいかに有利に解決できるかは、労働契約書や就業規則など、普段の準備にかかっています。

当事務所では、労働トラブルを早期かつ有利に解決し、その後のトラブルを防止すべく、全力を尽くします。

不動産取引

家賃滞納は、賃貸オーナー様にとって経済的にも精神的にも大きな問題です。

オーナー様から委託を受けた管理物件から生じるトラブルを管理会社様が「迅速に」対応するにも、やはり専門家の力が必要です。

しかし、賃貸借契約の解除後も建物を明け渡さない借主への対応も、**個人オーナー様では、時間と労力がかかるため限界があります。**

当事務所では、ご相談者さまの現状をじっくりお聞きしたうえで、迅速に解決する方法をご提示しています。

債権回収

債権回収は、いざ不払となってから相談するのでは遅すぎます。

当事務所では、取引先等との契約締結・受発注の場面から、不払や焦げ付きの可能性ができるだけ減らし、**より確実な債権回収のために何をすべきかを、実務や裁判例・相手の動向等を踏まえて助言致します。**

また、実際に債権回収が困難となるおそれがある場合には、仮差押・仮処分・支払督促・訴訟など様々な法的手続の中から、状況に応じて最善の方法を選択します。

契約書

契約書が必要な理由（契約書のメリット）は、主に次の点にあると考えられます。

1. 一般に、口約束よりも書面に残した方が、合意の内容を守ろうという気持ちが働きやすい。
2. 言った言わないのトラブルを防止できる。
3. 裁判で証拠として利用できる。

裁判において、物的な証拠である契約書は、非常に重要です。

正しい契約書はトラブル回避になります。契約書作成は、当事務所にお任せください。

顧問弁護士のメリット

弁護士探しの手間が不要

急なトラブルが発生したときに、弁護士を探す手間暇が省けます。顧問弁護士がない場合には、弁護士会等の法律相談を予約したり、知人のつてをたどって弁護士を探すというのがよくある方法ですが、弁護士と会うまでに数日から数週間の時間がかかることもあります、探している間に事態が悪化し、取り返しのつかない事態に発展することもあり得ます。

トラブル防止につながる(予防法務)

トラブルが発生しないよう、あるいはトラブルが発生してもこちら側に有利に事態を運べるよう、普段から手を打っておくことが重要です。顧問弁護士であれば、必ずしも書面には表れてこない御社・貴方のご事情にも精通していますから、個別の案件の解決だけでなく、全体的な事情にも配慮した解決が可能です。

経営リスクとコストの低減

中小企業では、人件費やコストの関係から、大企業のように法務部を設置して法的問題に対処するというわけには、なかなかいきません。この点、顧問弁護士を「中小企業の法務部」として活用することで、的確な判断をすることができます。法務専属スタッフを雇用するよりも低コストで法的サービスを受けることができる顧問契約は、中小企業の経営リスクとコストを抑えるという効果があります。

着手金・報酬が減額になる

事案にもよりますが、普段の法律相談以外で、顧問先ご依頼の交渉・訴訟案件については、着手金・報酬とともに、本来の額の20%から30%を減額します。顧問先様からご紹介いただいた案件につきましても、同様です。

相手に対するプレッシャーになる

顧問弁護士の存在を知らせることや顧問弁護士の意見を介在させることで、紛争の相手方へのプレッシャーになります。

他の専門家の紹介を受けやすい

ご相談内容に応じて、税理士や司法書士など他の専門家の協力が必要と判断した場合には、できる限りご相談内容に合った専門家をご紹介できるよう努めます。これにより、法律問題のみならず、税務上の問題など他の分野にまたがる問題も総合的に解決することが可能となります。

所在地

〒160-0004

東京都新宿区四谷2丁目10番地 第二太郎ビル 6階



- 東京メトロ 丸ノ内線 四谷三丁目駅 4番出口 徒歩 4分
- 東京メトロ 丸ノ内線・南北線 四ツ谷駅 2番出口 徒歩 4分
- 東京メトロ 都営新宿線曙橋駅 A4 出口 徒歩 8分
- JR 線 四ツ谷駅 四ツ谷口 徒歩 5分

顧問弁護士契約をご検討の方の面談は無料です。

お気軽にお問い合わせください

03-3353-1728

FAX : 03-3353-1628

MAIL: komon@futabalaw.com